令和５年度採用　茅野市地域おこし協力隊員（空き家マッチング推進員枠）
募集要領

茅野市では、茅野市空家等対策計画にもとづき空家等対策を進めています。施策として(１)快適な住環境の保全(２)安全で安心なまちづくりの推進(３)空家等の利活用による地域活性化の促進の３本を柱としながら、対策を進めています。令和４年度に市内の空き家調査を実施しており、令和５年度からは調査結果にもとづいて、空き家の所有者と利用者を繋げる業務を実施していきたいと考えています。

以上から、令和５年度における地域おこし協力隊員の募集枠のうち、「空き家マッチング推進員枠」の隊員を１名、募集します。

１　地域おこし協力隊員（空き家マッチング推進員）募集の背景及び目的

茅野市は、長野県東南部の山梨県寄りに位置し、東京と名古屋のどちらからも２時間強でアクセスできる人口５万５千人の高原都市です。市内には、国指定の特別史跡である尖石遺跡や国宝土偶「縄文のビーナス」、「仮面の女神」に代表されるように、縄文の太古から続く人の営みがあり、諏訪大社御柱祭を始めとする地域色豊かな文化的魅力が溢れていることが自慢です。また、八ヶ岳連峰の山麓に抱かれた茅野市には、約１万戸の別荘があると言われ、多くの文化人が愛した避暑地である「蓼科」や、多彩なアクティビティが楽しめる「白樺湖」、「車山高原」があり、年間を通じて多くのファンが訪れる観光立市でもあります。

しかし、茅野市においても、全国で進行している少子高齢化問題は例外ではなく、最近の１０年間で生産年齢人口は１５％減少し、高齢化率が４０％を超える集落も増え、地域の担い手不足が深刻になりはじめています。また、令和４年度に実施した別荘を除く市内空き家の状況調査の結果、約 1,000 棟存在し、潜在的な空き家数を含めると、その数は更に多いと予想されます。また、空き家バンクに登録されていない物件の多くは活用がうまく進んでいないのが現状です。

地域の空き家を新たな利用者へとつなげていく中で、空き家を解消していくためには、空き家バンク等の掲載情報を充実することが必要です。また、空き家所有者の方々に寄り添いながら問題を一つ一つ解決していくことが必要と考えています。空き家にはそこで過ごした人の数だけ思いがあるからです。そういった思いに耳を傾け、次の利用者に繋げていくためにも、様々な専門家と連携しながら活動できる担い手が必要となっています。

以上のような取組みの担い手となる人材を確保し、その定住を諮ることを目的とします。

（１）募集人員

空き家マッチング推進に従事する者　１名

（２）応募条件

応募には、次に掲げるすべての条件に該当する必要があります。

（ｉ）地方公務員法第 16 条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方

（ⅱ）３大都市圏の都市又は政令指定都市のうち条件不利地域を除く地域に生活の拠点があり、委嘱の日以降、茅野市に生活の拠点を移し、住民票を異動することができる方

※　地域要件については、総務省の「地域おこし協力隊」のホームページを確認してください。

（ⅲ）地域の活性化に関する意欲及び知見を有し、地域住民と積極的に協働できる方

（ⅳ）茅野市に定住しようとする意思のある方

（ⅴ）おおむね１年以上の活動ができる方

（ⅵ）普通自動車免許を有する方

（ⅶ）パソコンの基本操作ができる方

（ⅷ）土日及び祝日の行事参加や夜間の会議出席などができる方

（３）活動内容

（ⅰ）空き家の利活用（主に空き家マッチング）に関すること

（ⅱ）空き家バンク等の情報サイトへの掲載や情報提供に関すること

（ⅱ）空き家に関する移住フェア、個別相談等を通した空き家解消活動

（ⅳ）その他、空き家に関すること、地域イベント等への参加

（４）職務の概要

以下の業務に従事する。

（１）令和４年度に実施した市内空き家調査の結果を踏まえ、空き家所有者と利用者を繋げる業務

（２）市内空き家の情報を把握し、空き家バンク等を活用して情報の登録を促す業務

（５）雇用形態及び期間

（ⅰ）雇用形態	○身　分 地方公務員法第22条２第１項の規定による会計年度任用職員。 ○勤務日 基本的には、１２月２９日から１月３日までの間と祝日を除く月曜日から金曜日までの週５日の勤務ですが、シフト制により土曜日、日曜日、祝日も勤務日になる場合があります。 ○勤務時間 原則として９時から１７時まで（うち１時間の休憩）としますが、夜間会議等によりシフト勤務となる場合があります。 ○勤務場所（配属） 都市計画課に配属され、主に空き家マッチングの業務にあたります。
（ⅱ）雇用期間	○雇用期間 委嘱の日から当該委嘱の日が属する年度の末日までとしますが、再委

	嘱ができるものとし、最長雇用期間は、３年間とします。ただし、隊員としてふさわしくないと判断した場合には、雇用期間中であってもその職を解くことがあります。

（６）報酬及び通勤に係る費用の支給

職務に必要な経験、資格、技術を有すると認められる隊員	○報酬月額 173,148 円（1 年目）～ 期末手当あり：年２回（６月、１２月。在職期間に応じて支給率が変動。） ※条件に当てはまる場合、時間外勤務手当、休日勤務手当を支給 ○通勤に係る費用 茅野市一般職員の通勤手当に相当する金額を旅費として支給

（７）その他待遇及び福利厚生

（ⅰ）住居	○住居に関する費用 サンコーポラス旭ヶ丘（５階建市営住宅　３ＤＫ）に入居する場合は、隊員として委嘱する間の家賃（敷金を含む）を市が負担します。転居に要する費用、生活用品、水道光熱費及びライフラインの開通・開栓に係る費用は自己負担です。 ※入居に際しては、サンコーポラス旭ヶ丘自治会への加入が条件です。 ※駐車場は、１台無料ですが、２台目以降は自己負担（月額 3,000 円）です。
（ⅱ）社会保険等	○社会保険等 社会保険及び雇用保険に加入します。（自己負担分は報酬から天引きになります。）
（ⅲ）有給休暇	○年次有給休暇 ２０日の年次有給休暇があります。 ○年次有給休暇以外の休暇 忌引及び公民権の行使等の有給の休暇や、育児休暇及び介護休暇等の無給の休暇があります。
（ⅳ）活動に使用する車両及びパソコン等備品	○勤務時間中の活動に使用する車両及びパソコン等備品 市が貸与するものを使用してください。 ※通勤その他私生活には使用できません。

（８）服務

（ｉ）隊員は、その活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。
（ⅱ）隊員は、任務を誠実公正に遂行しなければなりません。
（ⅲ）任務の遂行にあたっては、市長の指示に従わなければなりません。
（ⅳ）隊員は、活動に必要な知識を深めるために自己研鑽に努めなければなりません。

（９）応募手続
（ｉ）応募用紙（様式１）
茅野市ホームページからダウンロードしてください。
https://www.city.chino.lg.jp/soshiki/toshikeikaku/r5chiikiokoshi.html
（ⅱ）募集期間　2023 年 6 月 30 日（金）まで
※ただし、応募があり次第随時選考を行うため、定員に達した時点で募集を終了します。
（ⅲ）応募方法
応募用紙（様式１）に住民票の写し、普通自動車免許証の写しを添付し、下記に郵送、持参又は Email（添付書類はスキャン又はカメラ等で画像ファイルにしたもの）でお送りください。
〒391-8501
長野県茅野市塚原２－６－１
茅野市　都市建設部　都市計画課　住宅係
電話：　0266-72-2101（内線 537）　　ＦＡＸ：　0266-82-0237
e-mail：　toshikeikaku@city.chino.lg.jp

（１０）選考
（ｉ）第一次選考
応募書類による選考を行います。選考結果は、応募者に文書で通知し、合格者には第二次選考の案内を送付します。
（ⅱ）第二次選考
茅野市役所において、面接を行います。選考結果は、面接者全員に通知します。
（ⅲ）選考にあたり特に考慮する経験、資格、技術等
選考にあたっては、空家等を地域資源と捉え、所有者に対して利活用を促し、地域の活性化を積極的に目指す主体性や社会人としてのキャリアや実績を重視し、特に下記の経験、資格、技術等を考慮します。応募書類への記載と併せ、面接に際してはアピールをしていただきますようお願いします。
ア　多くの人を巻き込むコミュニケーション力や営業力、新規事業の企画力
イ　任期終了後も本業務の実績を基に茅野市内で事業活動を続けていくことへの意欲

（１１）その他

（ｉ）不採用となった場合の理由等はお答えできません。

（ⅱ）応募書類等はお返しいたしません。当市が責任をもって保管し、処分いたします。